

介護特集より安心して利用できる制度の運営に向けて

# みんなで支える介護保険

今年は3年に1度の介護保険料の見直しの年にあたります。西宮市も65歳以上の人口の推計などから介護サービスの給付費を見積もり、必要な保険料の金額を算定しました。

皆さんのが介護保険制度をより安心して利用できるように、公正な介護認定の実施や保険給付の適正化を進め、安定した制度の運営につとめます。

問合せは介護保険グループ(0798・355・3313)へ。

基準額月額は  
4088円に

## 介護保険料減免制度 収入要件を緩和

西宮市は生活困窮者に対して、独自の介護保険料減免制度を実施しています。このたび収入要件を緩和しました。これまで世帯の年間収入の合計額が60万円以下(世帯員が1人増えるごとに17万5000円加算)だった要件が、80万円以下(世帯員1人増えるごとに25万円加算)になりました。また世帯の年間収入の合計額が120万円以下(世帯員1人増えるごとに35万円加算)の要件は150万円以下(世帯員1人増えるごとに50万円加算)になりました。

減免の対象になるには、そのほかにも要件があります。問合せは介護保険グループへ。

## 社会福祉法人等による 利用者軽減の割合が 変わります

介護報酬が3%上昇改定したことによる利用者負担額の上昇を抑えるため、平成21年度から3年間、社会福祉法人等による利用者負担軽減の割合が25%から28%(老齢福祉年金受給者は50%から53%)に引き上げられます。居住費・食費はこれまでどおりです。

平成20年度	
保険料段階	
第1段階 (基準額×0.5)	
第2段階 (基準額×0.5)	
第3段階 (基準額×0.75)	
第4段階 (基準額)	
第5段階 (基準額×1.25)	
第6段階 (基準額×1.5)	
第7段階 (基準額×1.75)	

平成21年度～23年度の介護保険料(段階別)		
保険料段階	対象者の要件	年間保険料額
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護受給者または世帯非課税の老齢福祉年金受給者	24,500円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	24,500円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超える	36,800円
第4段階 (基準額)	特例分 (基準額×0.875) 本人が市民税 非課税で世帯員 に課税者がいる	42,900円
		49,100円
第5段階 (基準額×1.125)	本人が市民税課税で 合計所得金額が125万円以下	55,200円
第6段階 (基準額×1.25)	本人が市民税課税で 合計所得金額が125万円超え200万円未満	61,300円
第7段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で 合計所得金額が200万円以上400万円未満	73,600円
第8段階 (基準額×1.75)	本人が市民税課税で 合計所得金額が400万円以上600万円未満	85,900円
第9段階 (基準額×1.875)	本人が市民税課税で 合計所得金額が600万円以上1000万円未満	92,000円
第10段階 (基準額×2.0)	本人が市民税課税で 合計所得金額が1000万円以上	98,100円

## 制度がわかる!



## 介護保険のパンフレット刷新

高齢者福祉サービスも「わかる」

## 低所得者に配慮 第4段階の特例

本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる第4段階に該当

に保険料負担が増える要因が重なりました。国から介護報酬改定による保険料上昇分の約半額が交付されました。段階別の保険料は上表のとおりです。

## 応分の負担を

所得の高い人から負担能力に応じた負担を求めることで、保険料の基準額を低く抑えることができます。本人が市民税課税

平成18年度から3年間実施した税制改正に伴う激変緩和措置が終わりました。従来の激変緩和措置対象者の保険料上昇を抑えるため、本人の合計所得金額が200万円未満の人へのうち1/25万円以下の人について、基準額に対する割合を1・25から1・125に引き下げました。

## 負担割合を軽減

平成18年度から3年間実施した税制改正に伴う激変緩和措置対象者の保険料上昇を抑えるため、本人の合計所得金額が200万円未満の人へのうち1/25万円以下の人について、基準額に対する割合を1・25から1・125に引き下げました。

## 保険料の決定通知書 6月中旬に発送

載した介護保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。

の層について旧第7段階(新第8段階の上に2段階を設け、基準額に対する割合をそれぞれ1・875、2・0としました)に引き下げました。

## 子宮頸がん検診 20歳以上に

市は国の指針に基づき、平成21年5月1日から「子宮頸(けい)がん検診」の対象年齢をこれまでの30歳以上から20歳以上に引き下げます(本紙3月25日号12面保健だよりで4月1日からお知らせましたが、変更になりました)。受診回数は2年に1回です。

の層について旧第7段階(新第8段階の上に2段階を設け、基準額に対する割合を1・875、2・0としました)に引き下げました。

やすいといわれています。定期的に検診を受けることで、がんによる前の段階で診断することができます。また早期にがんを発見することができれば、比較的治療しやすく、治癒する可能性が高くなります。乳がん検診は、対象者や受診回数は変わりませんが、乳がん検診と子宮頸がん検診をセットで2年に1回忘れずに受診してもらうことになります。対象の年には必ず受診するようにしましょう。

問合せは保健サービス課(0798・35・3127)へ。

の持参し、各保健福祉センターで償還払いの手続き(受付は5月1日から)を。後日受診費用が助成されます。

## 妊娠健診の費用助成 5回から14回に増えました

妊娠健診費用助成がこれまでの5回から14回に増えました。新しい受診助成券は、平成21年4月1日以降に受けた妊娠健診で利用でき、申請日から出産日までの期間が対象になります。妊娠がわかったら妊娠届を提出。妊娠健康診査の費用を支払うことになります。支払時の領収書の原本、受診助成券、母子健康手帳、印鑑、振込口座のわかるもの。

今年3月15日までに申請し、申請時の出産予定日が3月31日前で妊娠中の人は保健サービス課に連絡を。引き続き使用できる20年度受診券の5枚と追加9回分の受診助成券を送ります。申請日が3月16日以降の人は受診助成券14枚を送ります。